

# 7月は第74回『社会を明るくする運動』強調月間

## 『社会を明るくする運動』とは？

『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した方たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。

ライフスタイルが急速に変化し便利になった一方で、人と人とのつながりが希薄化し、望まない孤立や社会的孤立などの問題も生じています。誰もが抱えうる問題が犯罪や非行の原因となりうる中で、地域の方の関わりが、立ち直りを支える『地域のチカラ』となります。

まずは、人は変われるということを感じて寄り添い続ける更生保護の活動を知ってください。それぞれの立場での協力が安心安全な社会を築く一歩になります。家族や地域に住む人との絆を強くすること、地域の交流を深める催しに参加すること…。それぞれの立場で『できること』から始めてください。

「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、町では、地域社会が犯罪や非行の防止に対して一体となった取り組みを進めるため『“社会を明るくする運動” inかみのかわ』を開催します。

どなたでもご自由に参加できますので、お気軽にご来場ください。

## 『“社会を明るくする運動” in かみのかわ』

▼日時=7月31日(水) 午前10時～ ▼場所=ORIGAMIプラザ 上三川日産ホール

※内容は、かみたんメール等でお知らせします。

▶問い合わせ先=健康福祉課 社会福祉係 ☎(56) 9190

# かんぴょうの街めぐりスタンプラリー

かんぴょうの街(上三川町、下野市、壬生町)で行われる夏まつり会場を巡るスタンプラリーを、今年も開催します。集めたスタンプの数に応じて、抽選で各市町の産直品をプレゼントします。ぜひ多くの夏まつり会場を巡って、会場オリジナルデザインのスタンプを集めご応募ください。

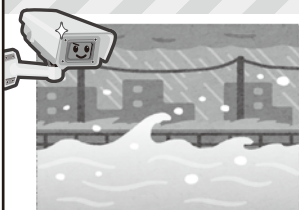
各夏まつりの詳細は、各市町HPにてご確認ください。

日程	市町	会場
7月20日(土)	下野市	しもつけかんぴょうまつり
8月24日(土)	壬生町	壬生ふるさとまつり
8月25日(日)	上三川町	かみのかわサンフラワー祭り

▶問い合わせ先=かんぴょうの街めぐりスタンプラリー事務局  
(株式会社とちぎテレビ営業本部営業部内)  
☎028(623)0032(月～金 午前9時～午後5時)

企画課 総合政策係  
☎(56) 9118

災害・大雨の時もケーブルテレビが情報発信!



ライフチャンネル(112ch)  
データ放送  
きゅーちゃんナビ(アプリ)  
でライブカメラが確認できます!

ケーブルテレビ栃木 下野センター ☎0120-22-1880

広告

楽しく学べる  
無料塾



詳しい内容は  
下のQRコードを  
読み取ってみてね!



場 所: いきいきプラザ中会議室  
参加申込・詳しい内容のお問い合わせ先  
主催者: NPO法人 Dream Support・ドリームサポート  
☎090-1055-8560(渡辺)  
受付 10:00～18:00

広告

# 介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の通知書発送のお知らせ

保険料(税)の納付方法は年金の内容や受給額等によって、年金からの天引き(特別徴収)と納付書または口座振替による納付(普通徴収)の2通りに分かります。※前年度と納付方法が異なる場合もありますので、必ず通知書をご確認ください。

特別徴収	受給している年金から年6回(偶数月)に保険料(税)が天引きされます。特別徴収開始通知書を9月中旬に発送します。
普通徴収	納付書または口座振替による納付です。通知書を7月中旬に発送します。

下記の要件を満たす方は、特別徴収となります。ただし、年度途中での転入や保険の資格を取得したばかりの方などは、一定期間特別徴収とはなりません。

## ◆介護保険料

65歳以上の方は介護保険料を町に納めます。住民税の課税状況などにより、保険料が決まります。

### 特別徴収になる方

対象の年金の年間受給額が18万円以上の方

※納付方法(特別徴収か普通徴収)を個人で選ぶことはできません。

## ◆国民健康保険税

自営業や会社を辞めた方など他の健康保険等に加入していない方が加入します。納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に届きます。

### 特別徴収になる方

次のすべてにあてはまる方

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の方
- ・介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収になります。

## ◆後期高齢者医療保険料

75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の方が加入する医療制度です。

### 特別徴収になる方

介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない方

令和6年度、7年度の後期高齢者保険料率が変わりました。

均等割額	45,600円
所得割率	8.84%
賦課限度額	800,000円

詳しくは、通知書に同封されているリーフレットをご覧ください。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎(56) 9122

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮らしの店  **海老原善次商店**

商品1個から配達します。 ☎0285-56-2065

ギャラリー & 多目的スペース

**やねうら**

ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <https://ebiharashouten.jp/>

